

道民アイデア整理表

アイデア名	林業用機械の公道走行のための規制緩和
【アイデアの概要】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内の林業用機械は、多くが建設機械を活用しているためクローラ（カタピラ）式が多数を占めているが、カタピラ式は原則公道の走行が禁止されている。このため現状では、林業施設箇所への移動やその次の施設箇所へ移動する際に、林業用機械をトレーラに積載し移動しており、その分の車両や人員が必要で非効率となっている。 ○ 欧州での林業用機械は、ホイール（タイヤ）式が多く活用されているが、国内において公道を走らせる場合は、道路運送車両法の保安基準に定められた長さ、幅、高さの範囲でなければならないが、当該基準を超える林業用機械がある。 ○ カタピラ式の公道走行の規制及び高さ制限などの基準緩和により、林業の効率化が図られ、木材搬出等のコスト削減が期待できる。 	
【事実関係の整理】	
<p>[道路運送車両の保安基準]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車は構造（長さ、幅、高さなど）、装置、最大積載量などについて、国土交通省令で定める<u>保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準</u>（以下「保安基準」という。）に適合するものでなければ運行させることができず、安全かつ通行人に危害を与えないことを確保するものでなければならない。（道路運送車両法第40条～42条、46条関係） 	
<p>[保安基準の緩和]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車の構造やその使用の態様が特殊なため、保安基準の緩和の認定を受けようとする者が、必要事項を記載した申請書に保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面（走行ルート、走行計画を添付）を提出し、地方運輸局長が認定した自動車については、制限を設けて「道路運送車両の保安基準」を緩和できる。 (道路運送車両の保安基準第55条関係) <p>(※) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車で、使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車（国交省基準緩和自動車の認定要領より）</p> <p>なお、実際に走行させるためには、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）が必要。 (道路法第47条の2、車両制限令第3条関係)</p>	
<p><u>〔車両の基準緩和認定制度について〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来、地方運輸局毎に認定要領を定め、特殊な構造・装置を有する自動車は、特例として、保安上の制限を付したうえで、基準の適用を除外（基準緩和）する認定を行っていたが、平成8年～9年にかけて、死亡事故が相次いで起きたことを受け、道路運送車両法の保安基準が改正されるとともに、基準緩和認定要領についても国土交通省通達に基づき全国統一した内容として各運輸局で定められ、その後20回以上の改正を加えながら現在に至る。（国土交通省自動車局資料より） 	

[カタピラを有する自動車の走行]

- 舗装道を通行する自動車は、カタピラを有しないものでなければならない。

<例外> • カタピラの構造が路面を損傷するおそれのない場合

• 除雪のために使用する場合

• 路面を損傷しないような措置がとられている場合は通行できる。

(車両制限令第8条)

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

- 自動車の公道の走行については、安全の確保と環境の保全のため、交通事故の状況や自動車技術の動向等を踏まえつつ、規制の効果と負担のバランスや国際調和に配慮しながら保安基準を規定している趣旨に鑑み、道州制特区としての規制緩和になじまないため一旦検討終了とする。

~~本アイデアは、「道路運送車両の保安基準（国土交通省令）」の更なる緩和を求めるものについてであるが、保安基準に適合していない自動車においても、地方運輸局長への個別の申請に基づき、安全上および公害防止上支障がないと認定された自動車については、公道の走行が可能となっている。~~

~~また、カタピラを有する車両については、路面を損傷させない措置がとられている場合は通行できるとされている。~~

~~以上のことから、いざれも現行法で対応が可能であるため一旦検討終了とする。~~

~~なお、自動車の公道の走行は、安全の確保と環境の保全を第一に考えなければならず、過去の交通事故の状況や自動車技術の動向を勘案し、規制の効果と負担のバランスや国際調和に配慮しながら、全国統一の保安基準として規定されているところ。~~

なお、保安基準に適合していない自動車において、地方運輸局長への個別の申請に基づき、安全上及び公害防止上支障がないと認定された場合のほか、カタピラを有する自動車について、一定の措置がとられている場合などは、公道の走行が可能となっている。